令和6年度　物価高騰対応 重点支援給付金（低所得世帯支援）

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、エネルギー・食料品等の物価高騰による負担の大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）に対し、1世帯当たり3万円およびこども加算を支給します。

▼支給対象となる世帯

基準日（令和6年12月13日）時点で寄居町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象となりません。

▼支給対象とならない例

- 親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯
- 子（課税）に扶養されている両親（非課税）の世帯等

▼給付額

○1世帯当たり3万円

○こども加算の対象世帯は、右記のほか対象児童1人当たり2万円を加算

※支給対象となる世帯のうち、18歳以下（平成18年4月2日以降生まれ）の児童と生計を一にする世帯がこども加算の対象となります。

▼申請方法

支給対象となる可能性がある世帯に対して、3月上旬以降に通知を発送します。

※町から通知が届いていない場合でも、支給対象となる場合があります。

※詳細は町公式ホームページをご覧いただくか福祉課へお問い合わせください。

問 福祉課（☎581・2121内線122・125）

寄居町合併70周年記念事業 コンビニで証明書が1通70円で取得できます！

YORII TOWN 70th ANNIVERSARY 寄居町合併70周年

町では、合併70周年記念事業の一環として、マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスの交付手数料の一部を、現行の150円から、合併70周年にちなみ70円へと期間限定で減額します。これにより、寄居町合併70周年への機運醸成を図るとともに、マイナンバーカードの普及を促進して行政手続きのデジタル化を推進していきます。

▼実施期間

2月11日（火・祝）～令和8年2月10日㈫（予定）

▼場所

全国のコンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）

▼その他

○下表「対象となる証明書等」以外の交付手数料は現行のままです。

○コンビニ交付サービスで取得された証明書の返金・差し替え等はできません。

問 総合政策課（☎581・2121内線464）

■対象となる証明書、手数料等

対象となる証明書等	コンビニ交付手数料（1通） 現行	コンビニ交付手数料（1通） 70周年記念	利用できる方
住民票の写し	150円	70円	寄居町に住民登録がある方
印鑑登録証明書			
所得証明書			その年の1月1日および証明書取得時点で寄居町に住民登録があり、町民税・県民税の申告等をしている方 ※本人の最新年度分のみ取得できます。
町県民税課税台帳記載事項証明書			

寄居町結婚政策町民会議から提言書を受け取りました

令和6年12月25日に、寄居町結婚政策町民会議で取りまとめた提言書が、メンバーを代表して関祐希さんと大森里美さんから峯岸町長に手渡されました。

同会議は、町が令和5年度に実施した20代・30代向けアンケート調査で、回答者の9割以上が結婚に肯定的であり、行政による結婚支援を望む意見が多く寄せられたことを受け、町が当事者の視点で結婚支援を検討するために立ち上げたものです。

令和6年8月の公募で選ばれた、20代から30代の町内在住・在勤の男女8人が参加し、会議が結成されました。

全3回の会議が開かれ、意見交換を重ねた結果「出会いの場の創出」と「経済的な支援」という視点で意見をまとめました。

峯岸町長は提言書を受け取った後、20代・30代が重視する結婚や子育て支援について、お二人と意見交換を行いました。

電子申請・届出サービスをご活用ください！

県と県内市町村では、電子申請・届出サービスを共同で運営しています。

電子申請・届出サービスとは、インターネットを利用して、パソコンやスマートフォンから原則24時間365日、県や町に対する各種申請や届け出等の手続きができるサービスです。便利な電子申請・届出サービスをぜひご利用ください。

メリット

○役場の窓口に出向くことなく手続きができます。

○夜間、休日でも申請ができます（メンテナンス時間を除く）。

○スマートフォン画面でも使いやすくなっています。

○通信は暗号化されセキュリティー面も安心です。

▼利用できる手続き

【町の申請】

○水道関係手続き（使用開始・中止）

○愛のりタクシー利用者登録申請

○消防団入団エントリー

○犬の新規登録申請、狂犬病予防注射済票（再）交付申請

【県の申請】

○犬の登録事項変更届、死亡届

○犬の鑑札の再交付申請

○職員採用試験申し込み等

○自動車税住所変更届等

問 総合政策課（☎581・2121内線463・464）

ご利用はこちらから

県電子申請・届出サービス

受け付けを開始します！令和7年度「就学援助」

町では、町立小・中学校にお子さんが通学していて、経済的な支援を必要とする世帯に対し、就学費用の一部を援助しています。就学援助を希望される方は、教育総務課または各小・中学校を通じて手続きを行ってください。

▼対象

①『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯（児童手当ではありませんのでご注意ください）

②令和7年度または令和6年度の町民税が非課税の世帯

③保護者の収入が不安定等の理由で、生活保護に準ずる世帯

※このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

▼内容

次の費用の一部（学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費、新入学児童・生徒学用品費・オンライン学習通信費）

▼申請方法

4月から援助を希望する場合は、3月31日㈪までに教育総務課、または各小・中学校へ申請用紙等（申請用紙は提出場所に用意してあります）を提出してください。なお、4月1日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定月が変わります。

問 教育総務課（☎581・2121内線512）